公 示 日:2024年3月21日(木)

調達管理番号: 23a01052

国 名:ガーナ

担 当 部 署:経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名:ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト(普及モニタリング)

適用される契約約款:「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 普及モニタリング

(2) 格付:3号

(3) 業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間: 2024年4月下旬から2024年6月下旬
- (2) 業務人月:1.50
- (3) 業務日数:準備業務5日、現地業務30日、整理業務5日 現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (4) 提 出 方 法:電子データのみ
- ▶ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)
- ◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2023 年 10 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前 までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知: 2024 年 4 月 15 日 (月) までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針26 点② 業務実施上のバックアップ体制4 点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験36 点② 対象国・地域での業務経験6 点③ 語学力16 点④ その他学位、資格等12 点

(計100点)

類似業務経験の分野	普及モニタリングに係る各種業務
対象国及び類似地域	ガーナ及び全途上国

語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:黄熱病

6. 業務の背景

近年の人口増加、都市化、食習慣の変化によりコメ消費量が急増するガーナでは、国内生産量が消費量に追い付いておらず、2020年には国内消費量の32%を輸入米に依存する状況にある(Grain and Feed Annual, U.S. Department of Agriculture, 2020)。食糧安全保障および外貨確保の観点から、コメ自給率向上は同国政府の主要課題の一つとなっており、コメを優先作物の一つと定め、コメ生産性向上等に向けた取り組みを推進している。

かかる状況の下、JICA は 2016 年から 2021 年にかけて実施した技術協力プロジェクト「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ 2(以下、「天水 2」)」および「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト(以下、「MASAPS-KIS」)」を通じて、ガーナにおけるコメの生産性向上に貢献してきた。これらの我が国協力に対するガーナ政府の評価は高く、2022 年 3 月からはその後継案件として、技術協力プロジェクト「稲作生産性向上プロジェクト(以下、「本プロジェクト」)」を、食糧農業省(Ministry of Food and Agriculture: MoFA)およびガーナ灌漑開発公社(Ghana Irrigation Development Authority: GIDA)をカウンターパート(以下、「C/P」)機関として実施中である。

本プロジェクトでは、灌漑稲作・天水稲作の双方の更なる技術普及拡大に取り組んでおり、先行案件で作成したモニタリング・評価ツールの活用に加え、同ツールの利用現況調査の結果を踏まえ、州・郡に所属する普及員のモニタリング能力向上および報告・連絡体制の改善を中心に、モニタリングの質的・量的向上を目指す活動が予定されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、天水2の対象郡で導入されたモニタリング・評価ツールおよび MASAPS-KIS で利用されたモニタリングツールについて、その定着度を確認するとともに、運用上の課題を特定する。その上で、本プロジェクト対象郡事務所の限られた人材・資金・資源を有効活用し、普及員が通常業務で行うことができる効率的

なモニタリング・評価システムを提案する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務 (2024年4月下旬~5月上旬)
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ガーナ政府作成の関連報告書等を参照 し、ガーナにおける天水・灌漑稲作の普及・モニタリングにかかる現状と課題 を把握する。また、これまで日本が実施してきた同分野の協力概要と先行プロジェクトで作成されたモニタリングツールの概要を把握する。
 - ②業務計画書(英文)を作成し、JICA 経済開発部へ提出・報告する。
- (2) 現地業務(2024年5月上旬~2024年6月上旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、食糧農業省作物サービス局 (Directorate of Crop Services: DCS) 及びガーナ灌漑開発公社 (Ghana Irrigation Development Agency: GIDA) に業務計画書を提出し、業務計画の説明を行う。
- ②対象郡及び各灌漑地区が年度ごとに作成する普及活動計画について、聞き取りを通してその有無と実施状況を確認する。
- ③ 対象郡及び灌漑地区が行う既存の稲作普及関連のモニタリングについて、項目と方法及び報告体制について情報収集を行い、課題を特定する。
- ④ プロジェクトが実施する推奨稲作技術の採用率、収量、作付面積、生産量、収益、販売量等のモニタリング方法について、その課題を特定する。
- ⑤ プロジェクトが必要とする精度の高いデータを、既存のモニタリングシステムを通して効率的に簡易に収集できる方法を提案する。
- ⑥IT を活用したモニタリング・報告の様式とツールを提案する。
- ⑦RAD(Regional Agricultural Department) スタッフ、DAD(District Agricultural Department) スタッフ、GIDA スタッフに対し、⑥で提案した様式及びツールを使用したモニタリング実施に関する研修を行い、試行する。
- ⑧試行結果をもとに、⑥で提案した様式及びツールの改変を行い、改変した内容について関係機関スタッフに対して周知する。
- ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を DCS 及び GIDA に提出し、 報告する。
- ⑩ JICA ガーナ事務所に現地業務結果報告書(英文)を提出し、現地業務結果を

報告する。

- (3) 整理業務(2024年6月中旬~下旬)
 - ① 専門家業務完了報告書(和文)案を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
 - ② 専門家業務完了報告書(和文)を最終化し、JICA 経済開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の 具体的内容(案)などを記載。

- ・英文4部(JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、DCS、GIDA へ各1部)
- (2) 現地業務結果報告書

現地業務期間終了時。提出部数は以下のとおり。

- ・英文4部(JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、DCS、GIDA へ各1部)
- (3) 専門家業務完了報告書(和文。CD-R3部)

2024年6月28日(金)までに提出。

業務完了報告書(和文)を、JICA 経済開発部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月)」の「XI.業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

(1) MoFA 及び GIDA による現行の収集データ内容

MoFA 及び GIDA はそれぞれモニタリングにかかるデータ収集を行っており、各機関のマンデートのもと収集するデータ内容も決まっているため、収集内容は必ずしも一致していません。一方、稲の作付面積、収量、生産量等のデータについてはいずれの機関でも共通するものであるため、現地調査を通じて共通化が可能な項目の有無を確認の上、共通化が可能な項目があった場合は様式等の共通化をご検討下さい。また、国家稲作開発戦略書(NRDS)のモニタリング指標も留意のうえ、他の専門家とも意見交換をしつつモニタリング・報告の様式とツールを本業務においてご提案下さい。

(2) 本業務を通じて提案されるモニタリング様式・ツールのイメージ

現地での情報収集を通じて現状のモニタリング方法等を把握したうえで、稲作関連の情報(作付面積、収量、生産量等)をより簡便に収集でき、かつ、プロジェクト終了後も郡や灌漑地区での通常常務の中で活用できる様式・ツールを本業務においてご提案頂くことを想定しています。

(3) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間については、通常、4月~6月に各郡及び各灌漑地区での活動計画を作成することから、本業務従事者の派遣時期は5月上旬から6月上旬を想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー/稲作技術(長期派遣専門家)
- イ) 水利組合支援(長期派遣専門家)
- ウ) コメセクター/稲作政策(長期派遣専門家)
- 工)農業普及(長期派遣専門家)
- 才)業務調整/研修管理(長期派遣専門家)

③ 便宜供与内容

ア)空港送迎:便宜供与あり

イ) 宿舎手配:便宜供与あり

ウ) 車両借上げ:必要な移動に係る車両の提供

エ)通訳傭上:なし

- オ) 現地日程のアレンジ:プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジを行う。
- カ)執務スペースの提供:GIDA内における執務スペース提供

(4) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト事前評価表(JICAホームページ上で未公開のため)
 - ・Rice Farm Management Handbook 及び Rice Production Monitoring Sheet ※本業務の背景及び内容に記載のある MASAPS-KIS で導入されたモニタリングツールは Rice Farm Management Handbook に掲載の Farm Record Keeping Format と、Rice Production Monitoring Sheet を指します。
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ2業務完了報告書

(https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12358347_01.pdf)

- ※本業務の背景及び内容に記載のある天水2で導入されたモニタリング・評価ツールは本リンク先報告書 PDF のとおしで 261 ページ目から掲載されている「Monitoring and Evaluation Tool」を指します。
- ・ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携 強化プロジェクト終了時評価報告書

(https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000046827.pdf)

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」
 - イ) 配付依頼メール
 - タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
 - 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上